

## 宝塚西谷の森公園里地里山ボランティア活動規程

### (目的)

第1条 この規程は、宝塚西谷の森公園里地里山ボランティアの活動に関して必要な事項を定めるものとする。

### (登録)

第2条 里地里山ボランティアとして活動することを希望する個人は、所定の里地里山ボランティア応募書（別紙様式）に記入し、宝塚西谷の森公園管理運営協議会会長（以下「会長」という。）に提出しなければならない。

### (登録の取り消し)

第3条 里地里山ボランティアは、登録取り消しを会長に申し出て、登録を取り消すことができる。

2 前項の規定に関わらず、会長は、次の各号の一に該当する場合は、登録を取り消すことができる。

- (1) 本規約その他の取り決め反する行為を行った場合
- (2) その他、登録里地里山ボランティアとしてふさわしくないと認められる場合
- (3) 一年以上にわたり活動が行われない場合

3 前項の規定により会長が里地里山ボランティアの登録を取り消す場合は、その旨を本人に通知するものとする。

### (活動内容)

第4条 里地里山ボランティアは、宝塚西谷の森公園管理運営協議会事務局と連携し、次の活動を行うことができる。

- (1) プログラムの企画・運営への参画
- (2) 昆虫、植物、野鳥等の調査・研究への参画
- (3) 森林の保全と創造に関する情報の収集及び提供
- (4) 公園内の自然環境等についての案内
- (5) その他、事務局が必要と認めた場合

### (指定帽子)

第5条 宝塚西谷の森公園管理運営協議会（以下「協議会」という。）は、登録のあった里地里山ボランティアに指定の帽子を貸与する。

2 里地里山ボランティアは、前条の活動を行うときは、貸与された帽子を着用しなければならない。

なお、帽子は、活動終了後は速やかに返却しなければならない。

### (活動に対する経費)

第6条 協議会は、里地里山ボランティアの活動に対して次のものを支給することができる。

- (1) 活動に必要な経費について、事務局が必要と認めた場合。
- (2) 前項の規定に関わらず、予算の範囲内で変更することがある。
- (3) 協議会は、里地里山ボランティアの活動中の事故に備えて兵庫県ボランティア災害共済

制度に加入するものとする。これに係る費用は、協議会が負担する。

(連絡会議)

第7条 里地里山ボランティアは、活動の活性化と連絡調整を図るため、事務局と随時会議することが出来る。

附 則

この規程は、平成20年7月27日から施行する。